

堺個審答申第128号
(答申第168号)
令和7年9月9日

堺市長 永 藤 英 機 様

堺市個人情報保護審議会
会 長 岡 本 大 典

答 申

令和7年8月22日付け堺健推第1304号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	特定個人情報保護評価書「健康増進事業に関する事務」(全項目評価書)の再評価に対する第三者点検について
分 類	特定個人情報保護評価に関する規則第7条4項の第三者点検 ＜関係法令＞ ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条、特定個人情報保護評価指針第6-2(2)【特定個人情報保護評価（重要な変更）】
担 当 課	健康福祉局 健康部 健康推進課
審 議 日	令和7年8月25日（第227回）

審 議 結 果

審議会の結果

堺市長が令和 7 年 8 月 2 2 日付で特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条 4 項に基づき諮問した「特定個人情報保護評価書「健康増進事業に関する事務」（全項目評価書）の再評価に対する第三者点検について」は、特定個人情報保護評価指針に基づき点検を行った結果、特定個人情報保護評価指針に定める目的に照らし、同評価書の記載内容は妥当であると認める。